

第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画


＜計画中間年における見直し内容＞

令和5年3月

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
2 計画の性格と位置づけ.....	1
第3章 計画の基本的考え方.....	1
2 計画における基本的な視点.....	2
第4章 計画の内容.....	4
1 教育・保育.....	4
(1) 1号認定.....	4
(2) 2号認定.....	7
(3) -①3号認定<0歳>.....	10
(3) -②3号認定<1・2歳>.....	13
2 地域子ども・子育て支援事業.....	16
(1) 延長保育事業.....	17
(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	20
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）.....	23
(4) 地域子育て支援拠点事業.....	24
(5) 一時預かり事業.....	25
(6) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）.....	31
(1) 2) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	32
(1) 3) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業.....	33
6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進.....	34
8 子どもの貧困対策の推進.....	36

<凡例>

-  = 中間見直しの対象
赤字 = 見直しにより変更した数値等

第1章 計画策定にあたって

2 計画の性格と位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき基本指針に即して策定する法定計画です。
- 本計画を、上位計画である「第四次御殿場市総合計画」の分野別計画の関連計画として位置付けるとともに、「次世代育成支援対策推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による市町村行動計画として「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」で継続している事業の一部について、引き続き事業を実施していきます。
- 本計画では、「御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想」や「御殿場市地域福祉計画」をはじめ、他の関連する計画との調和を図りつつ、保健、医療、福祉、教育、就労、住宅、都市基盤、国際化などの、子どもと子育てを取り巻く様々な分野や社会情勢に関連する施策との総合的かつ一体的な推進を図っていきます。

【子ども・子育て支援法から抜粋】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

第3章 計画の基本的考え方

2 計画における基本的な視点

- 本計画の策定及び施策の推進にあたっては、以下の8項目を基本的な視点とし、基本理念の実現を目指して取り組んでいきます。

1 子どもの視点

子育て支援事業等は子ども自身の健やかな成長を手助けするものであることから、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮するとともに、子育ての基本は男女が協力して行い、子どもの立場に立って施策を推進します。

2 利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援に関わる利用者のニーズの多様化と就業形態による特性に配慮し、利用者本位の事業を柔軟かつ総合的に推進します。

3 社会全体による支援の視点

保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的な認識の下に、行政機関だけでなく、企業や地域全体が協力して対応すべき課題として、協働で取り組むことを推進します。

4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の視点

国・地方自治体・企業をはじめとする関係機関との連携の下、働き方の見直しを進め、地域の実情に応じたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組を推進します。

5 全ての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、核家族化等により子育てに関する相談相手が見つからず、悩んでいる保護者の存在、ひとり親家庭、子どもの貧困等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援を推進します。

6 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域で子育てに関する活動を行っているサークル、子ども会、ボランティア団体、主任児童委員をはじめとする地域の力と、保育所や子ども家庭センター、学校施設等を地域の資源として十分かつ効果的に活用することを推進します。

7 事業の質の視点

利用者が安心して教育・保育、子育て支援事業を利用するためには、量だけでなく、質を確保することが重要です。各事業の質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の確保・育成とともに、情報公開や事業評価等の取組を推進します。

8 地域特性の視点

御殿場市全体の状況と、市内の地域特性によるニーズの相違に配慮した主体的な取組を進めていきます。

第4章 計画の内容

1 教育・保育

(1) 1号認定

【対象】

- ・ 1号認定の子ども
- ・ 2号認定の子どものうち教育を希望する子ども

【教育・保育を提供する施設・事業】

- ・ 特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園（幼稚園機能部分））
- ・ 私学助成を受ける幼稚園

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	948	925	882	873	858
1号認定	860	839	800	792	778
2号認定 （教育を希望）	88	86	82	81	80
②確保の内容 （提供可能量）	1,797	1,797	1,797	1,652	1,662
特定教育・保育 施設（幼稚園）	1,275	1,275	1,275	1,290	1,290
特定教育・保育 施設（認定こども園）	142	142	142	172	192
私学助成を受 ける幼稚園	380	380	380	190	180
差(②-①)	849	872	915	779	804

【確保の方策】

市全域で見ると、量の見込みが最大である令和2年度の948人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設の利用定員と私学助成を受ける幼稚園の受入れ定員の合計は1,797人であり「需要<供給」となっています。

教育・保育提供区域別にみると、高根地区において量の見込みが確保の内容を上回っています。これは、同地区に幼稚園及び認定こども園が所在しないことによるものですが、「御殿場市幼児の教育・保育施設整備基本構想」等を踏まえ、同地区へのこども園の設置について引き続き検討をしていきます。なお、現状では近隣区域の施設利用により、同地区の量の見込みに対しては市全域で対応できるものと考えます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	430	420	400	397	389
1号認定	390	381	363	360	353
2号認定 （教育を希望）	40	39	37	37	36
②確保の内容	695	695	695	619	618
特定教育・保育 施設	315	315	315	429	429
私学助成を受 ける幼稚園	380	380	380	190	180
差(②-①)	265	275	295	222	229

II 富士岡地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	164	160	153	151	149
1号認定	149	145	139	137	135
2号認定 （教育を希望）	15	15	14	14	14
②確保の内容	382	382	382	394	394
特定教育・保育 施設	382	382	382	394	394
私学助成を受 ける幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	218	222	229	243	245

III 原里地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	185	181	172	171	168
1号認定	168	164	156	155	152
2号認定 （教育を希望）	17	17	16	16	16
②確保の内容	480	480	480	390	401
特定教育・保育 施設	480	480	480	390	401
私学助成を受 ける幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	295	299	308	219	233

IV 玉穂地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	100	98	94	92	90
1号認定	91	89	85	84	82
2号認定 (教育を希望)	9	9	9	8	8
②確保の内容	200	200	200	200	200
特定教育・保育 施設	200	200	200	200	200
私学助成を受 ける幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	100	102	106	108	110

V 印野地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み)	21	20	19	19	19
1号認定	19	18	17	17	17
2号認定 (教育を希望)	2	2	2	2	2
②確保の内容	40	40	40	40	40
特定教育・保育 施設	40	40	40	40	40
私学助成を受 ける幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	19	20	21	21	21

VI 高根地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	48	46	44	43	43
1号認定	43	42	40	39	39
2号認定 (教育を希望)	5	4	4	4	4
②確保の内容	0	0	0	9	9
特定教育・保育 施設	-	-	-	9	9
私学助成を受 ける幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	▲48	▲46	▲44	▲34	▲34

(2) 2号認定

【対象】

- ・ 2号認定の子ども（教育を希望する子どもを除く。）

【教育・保育を提供する施設・事業】

- ・ 特定教育・保育施設（保育所、認定こども園（保育所機能部分））
- ・ 私学助成を受ける幼稚園（私立幼稚園）の一部

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	1,208	1,179	1,125	1,113	1,094
2号認定 （保育を希望）	1,208	1,179	1,125	1,113	1,094
②確保の内容 （提供可能量）	1,213	1,213	1,213	1,367	1,368
特定教育・保育 施設（保育所）	1,007	1,007	1,007	902	795
特定教育・保育 施設（認定こども園）	166	166	166	355	453
私学助成を受ける 幼稚園（私立幼稚園）	40	40	40	110	120
差（②-①）	5	34	88	254	274

【確保の方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である令和2年度の1,208人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設と私学助成を受ける幼稚園の一部を合計した利用定員等の合計は1,213人であり、「需要<供給」となります。

教育・保育提供区域別にみると、御殿場地区、原里地区及び玉穂地区で量の見込みが確保の内容を上回っていますが、保護者の就労場所の状況や近隣区域での利用により、これらの地区の量の見込みに対しては市全域で対応できるものと考えます。

私学助成を受ける幼稚園のなかで、預かり保育の充実等により保育ニーズに対応できる体制を整えている施設があることから、当該幼稚園の定員の一部を2号認定の確保に加えます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	549	536	511	506	497
2号認定 (保育を希望)	549	536	511	506	497
②確保の内容	424	424	424	551	552
特定教育・保育 施設	384	384	384	441	432
私学助成を受 ける幼稚園	40	40	40	110	120
差(②-①)	▲125	▲112	▲87	45	55

II 富士岡地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	209	204	195	193	189
2号認定 (保育を希望)	209	204	195	193	189
②確保の内容	299	299	299	290	290
特定教育・保育 施設	299	299	299	290	290
私学助成を受 ける幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	90	95	104	97	101

III 原里地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	236	230	220	217	214
2号認定 (保育を希望)	236	230	220	217	214
②確保の内容	232	232	232	223	223
特定教育・保育 施設	232	232	232	223	223
私学助成を受 ける幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	▲4	2	12	6	9

IV 玉穂地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	128	124	119	118	115
2号認定 (保育を希望)	128	124	119	118	115
②確保の内容	116	116	116	116	116
特定教育・保育 施設	116	116	116	116	116
私学助成を受 ける幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	▲12	▲8	▲3	▲2	1

V 印野地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	26	26	24	24	24
2号認定 (保育を希望)	26	26	24	24	24
②確保の内容	31	31	31	31	31
特定教育・保育 施設	31	31	31	31	31
私学助成を受 ける幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	5	5	7	7	7

VI 高根地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	60	59	56	55	55
2号認定 (保育を希望)	60	59	56	55	55
②確保の内容	111	111	111	156	156
特定教育・保育 施設	111	111	111	156	156
私学助成を受 ける幼稚園	-	-	-	-	-
差(②-①)	51	52	55	101	101

(3) -①3号認定<0歳>

【対象】

- ・3号認定の子ども（0歳）

【教育・保育を提供する施設・事業】

- ・特定教育・保育施設（保育所、認定こども園（保育所機能部分））
- ・特定地域型保育事業
- ・認可外保育施設

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	211	206	201	241	230
3号認定(0歳)	211	206	201	241	230
②確保の内容 （提供可能量）	217	226	226	241	244
特定教育・保育 施設(保育所)	157	157	157	139	113
特定教育・保育 施設(認定こども園)	30	39	39	72	98
特定地域型保 育事業(小規模 保育事業)	18	18	18	24	27
特定地域型保 育事業(事業所 内保育事業)	6	6	6	0	0
認可外保育施 設(企業主導型 保育事業)	6	6	6	6	6
差(②-①)	6	20	25	0	14

【確保の方策】

市全域で見ると、量の見込みが最大である令和2年度の211人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員と認可外保育施設の受入れ定員の合計は217人であり、「需要<供給」となります。

教育・保育提供区域別にみると、御殿場地区、原里地区及び玉穂地区で量の見込みが確保の内容を上回っていますが、保護者の就労場所の状況や近隣区域での利用により、これらの地区の量の見込みに対しては市全域で対応できるものと考えます。

近年の保育士不足の影響により、最も人手が必要な0歳児の確保量の積み増しが厳しくなっていることから、引き続き保育士確保のための施策を講じていきます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	100	98	96	115	110
3号認定(0歳)	100	98	96	115	110
②確保の内容	86	86	86	95	95
特定教育・保育施設	68	68	68	68	68
特定地域型保育事業	12	12	12	21	21
認可外保育施設	6	6	6	6	6
差(②-①)	▲14	▲12	▲10	▲20	▲15

II 富士岡地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	35	34	33	40	37
3号認定(0歳)	35	34	33	40	37
②確保の内容	51	60	60	63	63
特定教育・保育施設	51	60	60	63	63
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	16	26	27	23	26

III 原里地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	46	45	44	54	50
3号認定(0歳)	46	45	44	54	50
②確保の内容	44	44	44	38	38
特定教育・保育施設	38	38	38	38	38
特定地域型保育事業	6	6	6	0	0
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	▲2	▲1	0	▲16	▲12

IV 玉穂地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	17	16	16	19	19
3号認定(0歳)	17	16	16	19	19
②確保の内容	12	12	12	15	18
特定教育・ 保育施設	12	12	12	12	12
特定地域型 保育事業	-	-	-	3	6
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	▲5	▲4	▲4	▲4	▲1

V 印野地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5	5	5	5	6
3号認定(0歳)	5	5	5	5	6
②確保の内容	9	9	9	9	9
特定教育・ 保育施設	9	9	9	9	9
特定地域型 保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	4	4	4	4	3

VI 高根地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	8	8	7	8	8
3号認定(0歳)	8	8	7	8	8
②確保の内容	15	15	15	21	21
特定教育・ 保育施設	9	9	9	21	21
特定地域型 保育事業	6	6	6	0	0
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	7	7	8	13	13

(3) -②3号認定<1・2歳>

【対象】

- ・3号認定の子ども（1・2歳）

【教育・保育を提供する施設・事業】

- ・特定教育・保育施設（保育所、認定こども園（保育所機能部分））
- ・特定地域型保育事業
- ・認可外保育施設

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	669	660	666	652	641
3号認定(1・2歳)	669	660	666	652	641
②確保の内容 （提供可能量）	709	709	709	793	790
特定教育・保育施設(保育所)	544	544	544	485	418
特定教育・保育施設(認定こども園)	104	104	104	205	271
特定地域型保育事業(小規模保育事業)	38	38	38	89	87
特定地域型保育事業(事業所内保育事業)	9	9	9	0	0
認可外保育施設(企業主導型保育施設)	14	14	14	14	14
差(②-①)	40	49	43	141	149

【確保の方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である令和2年度の669人に対し、確保の内容である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員と認可外保育施設の受入れ定員の合計は709人であり、「需要<供給」となっています。

教育・保育提供区域別にみると、御殿場地区、原里地区及び玉穂地区で量の見込みが確保の内容を上回っていますが、保護者の就労場所の状況や近隣区域での利用により、これらの地区の量の見込みに対しては市全域で対応できるものと考えます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	301	297	299	293	288
3号認定(1・2歳)	301	297	299	293	288
②確保の内容	253	253	253	303	303
特定教育・保育施設	213	213	213	215	215
特定地域型保育事業	26	26	26	74	74
認可外保育施設	14	14	14	14	14
差(②-①)	▲48	▲44	▲46	10	15

II 富士岡地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	108	107	108	105	104
3号認定(1・2歳)	108	107	108	105	104
②確保の内容	170	170	170	187	187
特定教育・保育施設	170	170	170	187	187
特定地域型保育事業	-	-	--	-	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	62	63	62	82	83

III 原里地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	147	145	147	144	141
3号認定(1・2歳)	147	145	147	144	141
②確保の内容	142	142	142	129	128
特定教育・保育施設	130	130	130	129	128
特定地域型保育事業	12	12	12	0	0
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	▲5	▲3	▲5	▲15	▲13

IV 玉穂地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	67	66	66	65	64
3号認定(1・2歳)	67	66	66	65	64
②確保の内容	55	55	55	70	68
特定教育・ 保育施設	55	55	55	55	55
特定地域型 保育事業	-	-	-	15	13
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	▲12	▲11	▲11	5	4

V 印野地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	11	11	11	11	11
3号認定(1・2歳)	11	11	11	11	11
②確保の内容	30	30	30	30	30
特定教育・ 保育施設	30	30	30	30	30
特定地域型 保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	19	19	19	19	19

VI 高根地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	35	34	35	34	33
3号認定(1・2歳)	35	34	35	34	33
②確保の内容	59	59	59	74	74
特定教育・ 保育施設	50	50	50	74	74
特定地域型 保育事業	9	9	9	0	0
認可外保育施設	-	-	-	-	-
差(②-①)	24	25	24	40	41

2 地域子ども・子育て支援事業

●量の見込み、確保の内容及び実施時期の設定に対する考え方

国の基本指針等を踏まえ、現在の地域の子育て支援事業等の利用状況及びニーズ調査の結果をもとに、国が示した『第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』及び『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』に沿って、市全域及び教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めました。

また、設定した量の見込みに対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定しました。

なお、事業別の教育・保育提供区域別の量の見込みは、各区域の対象となる子どもの数の推計から求め、同様に確保の内容は各区域で提供可能な各事業の量を合計したものになります。しかしながら、現実には居住区域外での事業の利用があるため、区域内の量の見込みと確保の内容は、利用の実態とは一致しない場合があります。

以上を踏まえ、各事業に設定した量の見込み、確保の内容及び実施時期は次ページ以降のとおりとなります。

<掲載している地域子ども・子育て支援事業の一覧>

番号	地域子ども・子育て支援事業の名称	教育・保育提供区域	
(1)	延長保育事業	基本型（6区域）	
(2)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区	
(3)	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	市全域	
(4)	地域子育て支援拠点事業	市全域	
(5)	一時預かり事業	①（幼稚園型）<預かり保育事業>	基本型（6区域）
		②（幼稚園型以外）	市全域
(6)	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	市全域	
(7)	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・ホール・セカ-事業 [病児・緊急対応強化事業を除く]）	市全域	
(8)	利用者支援事業	市全域	
(9)	妊婦健康診査	市全域	
(10)	乳児家庭全戸訪問事業	市全域	
(11)	養育支援訪問事業	① 養育支援訪問事業	市全域
		② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市全域
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	
(13)	多様な事業者の参入促進 ・能力活用事業	① 新規参入施設等への巡回支援	市全域
		② 認定こども園特別支援教育・保育経費	市全域

(1) 延長保育事業

【対象】

- ・ 保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の子ども（0～5歳児）

【事業内容】

- ・ 保育の必要性の認定を受けた子どもに対し、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施します。

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	1,031	1,009	983	969	954
②確保の内容 （提供可能量）	1,031	1,009	983	969	954
特定教育・保育施設 （保育所）	（21 か所）	（21 か所）	（21 か所）	（26 か所）	（26 か所）
特定教育・保育施設 （認定こども園）	（16 か所）	（16 か所）	（16 か所）	（15 か所）	（15 か所）
特定地域型保育事業 （小規模保育事業）	（2 か所）	（2 か所）	（2 か所）	（5 か所）	（5 か所）
	（3 か所）	（3 か所）	（3 か所）	（6 か所）	（6 か所）
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

市内の全ての特定教育・保育施設及び小規模保育事業所で当該事業を実施し、保護者の希望に応じた事業の提供が可能な状態となっています。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	470	460	448	442	435
②確保の内容	470 (8か所)	460 (8か所)	448 (8か所)	442 (12か所)	435 (12か所)
特定教育・保育施設	(6か所)	(6か所)	(6か所)	(7か所)	(7か所)
特定地域型保育事業	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(5か所)	(5か所)
差(②-①)	0	0	0	0	0

II 富士岡地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	173	170	165	163	160
②確保の内容	173 (3か所)	170 (3か所)	165 (3か所)	163 (3か所)	160 (3か所)
特定教育・保育施設	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)
特定地域型保育事業	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)
差(②-①)	0	0	0	0	0

III 原里地区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	214	209	204	201	198
②確保の内容	214 (5か所)	209 (5か所)	204 (5か所)	201 (5か所)	198 (5か所)
特定教育・保育施設	(4か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)
特定地域型保育事業	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
差(②-①)	0	0	0	0	0

IV 玉穂地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	103	101	98	96	95
②確保の内容	103 (2か所)	101 (2か所)	98 (2か所)	96 (2か所)	95 (2か所)
特定教育・保育施設	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
特定地域型保育事業	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)
差(②-①)	0	0	0	0	0

V 印野地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	21	20	20	20	19
②確保の内容	21 (1か所)	20 (1か所)	20 (1か所)	20 (1か所)	19 (1か所)
特定教育・保育施設	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
特定地域型保育事業	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)
差(②-①)	0	0	0	0	0

VI 高根地区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	50	49	48	47	47
②確保の内容	50 (2か所)	49 (2か所)	48 (2か所)	47 (3か所)	47 (3か所)
特定教育・保育施設	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(3か所)	(3か所)
特定地域型保育事業	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)	(-か所)
差(②-①)	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【対象】

- ・小学校就学児童

【事業内容】

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

【教育・保育提供区域】

小学校区

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,169	1,209	1,256	1,300	1,320
小学1～3年生	976	1,007	1,048	1,081	1,093
小学1年生	387	399	415	425	433
小学2年生	320	330	344	360	360
小学3年生	269	278	289	296	300
小学4～6年生	193	202	208	219	227
小学4年生	143	149	154	141	146
小学5年生	34	36	37	58	60
小学6年生	16	17	17	20	21
②確保の内容 （提供可能量）	1,217	1,277	1,317	1,320	1,320
差(②-①)	48	68	61	20	10

【確保の方策】

市全域では当初の計画通り「需要<供給」となっておりますが、校区ごとの考え方として、他の校区への送迎が可能な民間のクラブが多く開所したことにより、確保の内容を令和4年度実績ベースに修正しました。これにより各校区での大幅な供給不足はなくなり、若干の供給不足の校区においても民間のクラブと連携することにより確保できる見込みとなります。

また、現在実施している放課後子供教室*との一体型の連携を引き続き実施し、放課後や週末等における安全かつ安心な居場所づくりを推進するとともに、総合的な放課後対策について検討を進めます。

※放課後子供教室とは・・・

小学校敷地等で放課後や週末の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策を実施します。具体的には、放課後（土・日を含む）の時間帯に、1校区20～40人程度の児童が、造形活動、スポーツ、読書、学習支援等の様々な活動に児童が取り組めるよう、学校施設（会議室、体育館、図工室）のほか、近隣の市役所支所や公民館等で協働活動支援員等が児童の指導、見守りを行う事業です。

<参考>放課後子ども教室の設置数

(単位：校区・箇所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子供教室開級 小学校区数	8	8	8	8	8
一体型の放課後 児童クラブ・放課 後子供教室数	3	3	3	3	3

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場小学校区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	269	279	287	283	287
②確保の内容	160	160	160	280	280
差(②-①)	▲109	▲119	▲127	▲3	▲7

II 東小学校区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	92	96	98	102	103
②確保の内容	143	143	143	104	104
差(②-①)	51	47	45	2	1

III 御殿場南小学校区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	162	166	175	185	185
②確保の内容	224	264	264	190	190
差(②-①)	62	98	89	5	5

IV 富士岡小学校区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	121	126	131	136	137
②確保の内容	61	81	81	124	124
差(②-①)	▲60	▲45	▲50	▲12	▲13

V 神山小学校区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	78	78	82	87	89
②確保の内容	149	149	149	95	95
差(②-①)	71	71	67	8	6

VI 原里小学校区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	120	128	134	139	144
②確保の内容	185	185	185	140	140
差(②-①)	65	57	51	1	▲4

VII 朝日小学校区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	104	111	114	116	119
②確保の内容	99	99	99	130	130
差(②-①)	▲5	▲12	▲15	14	11

VIII 玉穂小学校区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	125	128	132	137	142
②確保の内容	90	90	90	141	141
差(②-①)	▲35	▲38	▲42	4	▲1

IX 印野小学校区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	36	36	38	36	35
②確保の内容	48	48	48	48	48
差(②-①)	12	12	10	13	13

X 高根小学校区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	62	61	65	79	79
②確保の内容	58	58	98	68	68
差(②-①)	▲4	▲3	33	▲11	▲11

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【対象】

- ・0～18歳までの児童

【事業内容】

- ・保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、里親が一定期間、養育を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	56	56
②確保の内容 （提供可能量）	0	0	0	56	56
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

育児不安や負担感を持つ保護者の活用ニーズも高いことから、ショートステイを担う里親等を確保するなど、需要に対応可能な供給体制を整えます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

【対象】

- ・小学校就学前の子ども（0～2歳児）

【事業内容】

- ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人回）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	32,676	32,112	32,100	31,524	31,056
②確保の内容 （提供可能量）	90,020	90,020	90,020	94,840	94,840
地域子育て支援拠点 事業	87,440	87,440	87,440	92,240	92,240
その他*	2,580	2,580	2,580	2,600	2,600
差(②-①)	57,344	57,908	57,920	63,316	63,784

※「その他」とは、地域子育て支援拠点事業に準じた取組を表す。

【確保の方策】

量の見込みが最大である令和2年度の年間 32,676 人回に対し、確保の内容が大きく上回っており、「需要<供給」となっています。

確保の内容は、各施設の収容可能な児童数を計上しているため、現在の利用実績を超える数字となっています。そのため、利用の実態と一致しないことがあります。年間を通じて保護者の希望に応じた事業の提供が可能な状況となっています。

引き続き、多様なニーズに応えるために、地域の子育て支援団体との連携を図り、情報の集約・提供を実施するとともに、子育て中の親子の仲間づくりや、相談の場として気軽に参加できる場を提供します。

(5) 一時預かり事業

幼稚園在園児を対象にした「幼稚園型」とそれ以外のものがあります。

①一時預かり事業（幼稚園型）＜預かり保育事業＞

【対象】

- ・幼稚園及び認定こども園（幼稚園機能部分）の在園児

【事業内容】

- ・幼稚園及び認定こども園（幼稚園機能部分）の在園児に対し、通常の利用時間以外に保育を行います。

【教育・保育提供区域】

基本型（6区域）

【量の見込みと確保の内容（市全域）】

（単位：人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	22,264	21,728	20,724	20,510	20,159
1号認定	2,086	2,036	1,942	1,922	1,889
2号認定 （教育を希望）	20,178	19,692	18,782	18,588	18,270
②確保の内容 （提供可能量）	35,500 （10か所）	35,500 （10か所）	35,500 （10か所）	39,760 （12か所）	42,280 （14か所）
一時預かり事業 （幼稚園型）	2,000 （1か所）	2,000 （1か所）	2,000 （1か所）	7,760 （4か所）	10,280 （6か所）
特定教育・保 育施設（認定 こども園）	2,000 （1か所）	2,000 （1か所）	2,000 （1か所）	7,760 （4か所）	10,280 （6か所）
その他*	33,500 （9か所）	33,500 （9か所）	33,500 （9か所）	32,000 （8か所）	32,000 （8か所）
特定教育・保 育施設（幼稚 園）	13,700 （7か所）	13,700 （7か所）	13,700 （7か所）	17,300 （7か所）	17,300 （7か所）
私学助成を受 ける幼稚園	19,800 （2か所）	19,800 （2か所）	19,800 （2か所）	14,700 （1か所）	14,700 （1か所）
差(②-①)	13,236	13,772	14,776	19,250	22,121

※「その他」とは、一時預かり事業（幼稚園型）に準じた取組を表す。

【確保の方策】

市全域でみると、量の見込みが最大である令和2年度の年間22,264人日に対し、確保の内容は35,500人日であり、「需要＜供給」の状態となっています。

教育・保育提供区域別でみると、印野地区及び高根地区では不足が生じている状態になっていますが、居住区域外の施設の利用等により各園における対応はできていると考えられます。

平成31年度から就労要件を含めた公立幼稚園での預かり保育が正式に開始されるなど、預かり保育を取り巻く環境が従前より整ってきていることから、保護者のニーズを注視しつつ、事業のさらなる効率的な実施について検討していきます。

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域別）】

I 御殿場地区

（単位：人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10,115	9,871	9,415	9,318	9,158
1号認定	948	925	882	873	858
2号認定 （教育を希望）	9,167	8,946	8,533	8,445	8,300
②確保の内容 （提供可能量）	22,500 （3か所）	22,500 （3か所）	22,500 （3か所）	23,560 （4か所）	24,640 （5か所）
一時預かり事業 （幼稚園型）	- （-か所）	- （-か所）	- （-か所）	2,160 （1か所）	3,240 （2か所）
特定教育・ 保育施設	- （-か所）	- （-か所）	- （-か所）	2,160 （1か所）	3,240 （2か所）
その他*	22,500 （3か所）	22,500 （3か所）	22,500 （3か所）	21,400 （3か所）	21,400 （3か所）
特定教育・ 保育施設	2,700 （1か所）	2,700 （1か所）	2,700 （1か所）	6,700 （2か所）	6,700 （2か所）
私学助成を受 ける幼稚園	19,800 （2か所）	19,800 （2か所）	19,800 （2か所）	14,700 （1か所）	14,700 （1か所）
差(②-①)	12,385	12,629	13,085	13,382	13,542

II 富士岡地区

（単位：人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,854	3,761	3,587	3,551	3,490
1号認定	361	352	336	333	327
2号認定 （教育を希望）	3,493	3,409	3,251	3,218	3,163
②確保の内容 （提供可能量）	3,900 （3か所）	3,900 （3か所）	3,900 （3か所）	5,340 （4か所）	5,340 （4か所）
一時預かり事業 （幼稚園型）	2,000 （1か所）	2,000 （1か所）	2,000 （1か所）	3,440 （2か所）	3,440 （2か所）
特定教育・ 保育施設	2,000 （1か所）	2,000 （1か所）	2,000 （1か所）	3,440 （2か所）	3,440 （2か所）
その他*	1,900 （2か所）	1,900 （2か所）	1,900 （2か所）	1,900 （2か所）	1,900 （2か所）
特定教育・ 保育施設	1,900 （2か所）	1,900 （2か所）	1,900 （2か所）	1,900 （2か所）	1,900 （2か所）
私学助成を受 ける幼稚園	- （-か所）	- （-か所）	- （-か所）	- （-か所）	- （-か所）
差(②-①)	46	139	313	1,789	1,850

Ⅲ 原里地区

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,348	4,244	4,047	4,005	3,937
1号認定	407	398	379	375	369
2号認定 (教育を希望)	3,941	3,846	3,668	3,630	3,568
②確保の内容 (提供可能量)	5,200 (3か所)	5,200 (3か所)	5,200 (3か所)	4,800 (2か所)	6,240 (3か所)
一時預かり事業 (幼稚園型)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	1,440 (1か所)
特定教育・ 保育施設	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	1,440 (1か所)
その他*	5,200 (3か所)	5,200 (3か所)	5,200 (3か所)	4,800 (2か所)	4,800 (2か所)
特定教育・ 保育施設	5,200 (3か所)	5,200 (3か所)	5,200 (3か所)	4,800 (2か所)	4,800 (2か所)
私学助成を受 ける幼稚園	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
差(②-①)	852	956	1,153	795	2,303

Ⅳ 玉穂地区

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,351	2,295	2,189	2,166	2,130
1号認定	220	215	205	203	200
2号認定 (教育を希望)	2,131	2,080	1,984	1,963	1,930
②確保の内容 (提供可能量)	3,900 (1か所)	3,900 (1か所)	3,900 (1か所)	3,900 (1か所)	3,900 (1か所)
一時預かり事業 (幼稚園型)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
特定教育・ 保育施設	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
その他*	3,900 (1か所)	3,900 (1か所)	3,900 (1か所)	3,900 (1か所)	3,900 (1か所)
特定教育・ 保育施設	3,900 (1か所)	3,900 (1か所)	3,900 (1か所)	3,900 (1か所)	3,900 (1か所)
私学助成を受 ける幼稚園	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
差(②-①)	1,549	1,605	1,711	1,734	1,770

V 印野地区

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	486	473	452	447	439
1号認定	46	44	43	42	41
2号認定 (教育を希望)	440	429	409	405	398
②確保の内容 (提供可能量)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
一時預かり事業 (幼稚園型)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
特定教育・ 保育施設	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
その他*	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
特定教育・ 保育施設	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
私学助成を受 ける幼稚園	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
差(②-①)	▲486	▲473	▲452	▲447	▲439

VI 高根地区

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,110	1,084	1,034	1,023	1,005
1号認定	104	102	97	96	94
2号認定 (教育を希望)	1,006	982	937	927	911
②確保の内容 (提供可能量)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	2,160 (1か所)	2,160 (1か所)
一時預かり事業 (幼稚園型)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	2,160 (1か所)	2,160 (1か所)
特定教育・ 保育施設	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	2,160 (1か所)	2,160 (1か所)
その他*	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
特定教育・ 保育施設	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
私学助成を受 ける幼稚園	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
差(②-①)	▲1,110	▲1,084	▲1,034	1,137	1,155

②一時預かり事業（幼稚園型以外）

※「子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）」及び「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く]）」を含みます。

【対象】

- ・小学校就学前の子ども（0～5 歳児）

【事業内容】

- ・家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児に、保育所及び認定こども園等で一時的に子どもを預かり、必要な保育を行います。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10,880	10,655	10,401	10,254	10,090
②確保の内容 （提供可能量）	13,335 (23 か所)	13,291 (23 か所)	13,241 (23 か所)	16,447 (27 か所)	16,655 (27 か所)
i-1 一時預かり事業(幼稚園型以外)	10,395 (17 か所)	10,395 (17 か所)	10,395 (17 か所)	14,440 (26 か所)	14,680 (26 か所)
特定教育・保育施設(保育所)	8,625 (15 か所)	8,625 (15 か所)	8,625 (15 か所)	8,590 (15 か所)	6,965 (13 か所)
特定教育・保育施設(認定こども園)	1,770 (2 か所)	1,770 (2 か所)	1,770 (2 か所)	4,290 (5 か所)	6,155 (7 か所)
特定地域型保育事業(小規模保育事業)	-	-	-	1,560 (6 か所)	1,560 (6 か所)
i-2 その他*	810 (6 か所)	810 (6 か所)	810 (6 か所)	0 (0 か所)	0 (0 か所)
特定教育・保育施設(保育所)	25 (1 か所)	25 (1 か所)	25 (1 か所)	0 (0 か所)	0 (0 か所)
特定地域型保育事業(小規模保育事業)	360 (3 か所)	360 (3 か所)	360 (3 か所)	0 (0 か所)	1,560 (6 か所)
特定地域型保育事業(事業所内保育)	25 (1 か所)	25 (1 か所)	25 (1 か所)	0 (0 か所)	0 (0 か所)
認可外保育施設(簡易保育施設)	400 (1 か所)	400 (1 か所)	400 (1 か所)	0 (0 か所)	0 (0 か所)
ii 子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)	- (-か所)
iii 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く])	2,130	2,086	2,036	2,007	1,975
差(②-①)	2,455	2,636	2,840	6,193	6,565

※「その他」とは、一時預かり事業（幼稚園型以外）に準じた取組を表す。

【確保の方策】

量の見込みが最大である令和2年度の年間 10,880 人日に対し、確保の内容は 13,335 人日であり、「需要<供給」となっています。

事業について年間を通してみると、保護者のニーズを満たしていますが、一時預かり事業では、保育士の配置状況や利用希望日の集中等により、保護者が希望した日に利用できない状況も有り得ると考えられます。

こうした状況に対応するため、保育士の確保等により、保護者が希望する日に利用できるような事業の実施に努めます。また、保護者に急な用事が生じたときや、子育てに伴う心理的、肉体的負担を解消するため、事業のさらなる周知等に努めます。

(6) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

※「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業])」を含みます。

【対象】

- ・保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の子ども（0～5歳児）

【事業内容】

- ・急な病気や病気からの回復期等で、集団保育が困難な子どもを保育所等の専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を実施します。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	569	557	542	535	526
②確保の内容 （提供可能量）	4,080 （4か所）	4,080 （4か所）	4,080 （4か所）	5,280 （6か所）	5,280 （6か所）
病児・病後児保育事業	4,080 （4か所）	4,080 （4か所）	4,080 （4か所）	5,280 （6か所）	5,280 （6か所）
特定教育・保育施設(保育所)	4,080 （4か所）	4,080 （4か所）	4,080 （4か所）	4,080 （4か所）	3,600 （3か所）
特定教育・保育施設(認定こども園)	-	-	-	1,200 （2か所）	1,680 （3か所）
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業]）	0	0	0	0	0
差(②-①)	3,511	3,523	3,538	4,745	4,754

【確保の方策】

量の見込みが最大である令和2年度の年間 569 人日に対し、確保の内容は年間 4,080 人日であり、「需要<供給」となっています。

保護者が病児・病後児を安心して預けられる保育環境を整えるために、事業の充実に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

- ・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の助成を行う事業です。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	100	100	100	75	75
②確保の内容 (提供可能量)	100	100	100	75	75
私学助成を受ける 幼稚園利用者の一 部に対する副食費 の補足給付	100	100	100	75	75
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない（私学助成を受ける）幼稚園利用者のうち低所得世帯の副食費が補足給付の対象となったことから、事業を実施し、特定教育・保育施設や特定地域型保育施設利用者との均衡を図ります。

なお、「日用品、文房具等の購入に要する費用等」に対する補足給付は、事業の実施について引き続き検討していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

※「新規参入施設等への巡回支援」と「認定こども園特別支援教育・保育経費」があります。

①新規参入施設等への巡回支援

【事業内容】

- ・特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【教育・保育提供区域】

市全域

【量の見込みと確保の内容（教育・保育提供区域[市全域]）】

（単位：箇所）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4	4	4	5	5
②確保の内容 （提供可能量）	4	4	4	5	5
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

新制度後に参入してきた事業者に対して引き続き支援を継続するとともに、新たに参入する事業者があれば支援に努めていきます。

②認定こども園特別支援教育・保育経費

【事業内容】

- ・私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る事業です。

【教育・保育提供区域】

市全域

【今後の方向性】

認定こども園に対しては、国庫補助事業より手厚い支援を市単独事業により行っています。

認定こども園で特別な支援が必要な子どもの受け入れを促進するために、市による補助事業を引き続き実施していくとともに、民間事業者に対する支援のあり方についても検討していきます。

6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

(3) 障害児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実

障害の原因となる疾病の予防や早期発見・治療の推進を図るため、妊娠・出産期等、早期からの健康診査の実施を推進します。また、障害のある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、関係機関が一体となって各種の施策を行っていく等、療育支援体制の充実に努めます。

また、平成 27 年度に構築した御殿場市発達支援システムに基づき、発達相談センターが中核となって関係機関が連携し、「発達支援システム」を活用した支援体制の充実に努めます。

あわせて、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）について、必要な支援を受けるための総合的な支援体制等の構築に係る研究の実施を検討していきます。

【障害児の教育・保育事業の充実】

- 集団生活が可能な障害児を幼稚園及び保育所等に受け入れるため、集団生活において個別指導を行いながら共に育ち合える教育・保育を提供できる体制の構築に努めます。
- 障害児については、「御殿場市就園支援委員会」又は「御殿場市障害児等保育の実施審査委員会」において処遇の検討を行います。なお、個別対応等の配慮が必要となった場合の保育士等の確保が課題となります。
- 障害のある就学児童生徒に対して、生活能力の向上のための訓練や社会との交流促進のため、家庭や学校と連携して療育を行う放課後等デイサービスや、サービス利用のための計画作成を行う相談支援に関する手続きを行います。

【発達障害者（児）支援体制の整備】

- 発達障害者（児）又は発達に課題のある方に対して、関係機関が連携しながら乳幼児からの一貫した支援を行うため、御殿場市発達支援システムの運用による支援等を図るとともに児童発達支援事業に関する制度の周知に努めます。
- 発達障害者（児）又は発達に課題のある方に関して、発達相談センターが中心となってアセスメント、助言を行い、機関連携及び療育的支援等へつなげていきます。
- 相談業務の一環として、知能発達検査の実施や療育的教室実施のための人員を配置します。

【発達等に関する支援事業の充実】

- 療育教室（そだちの教室）を開催し、発達に課題のある子どもの育ちを促すためのプログラムを作成するとともに、プログラム内容を家庭や園等が共有し、発達の課題や手立てについて共通認識を持てるようにします。
- 2 歳児健康相談や 3 歳児健診などで、精神発達面や子どもとのかかわり方に不安があった心配がある親子に対し、幼児事後指導教室（あそぼう会）を開催し、遊びを通じて子どもの発達や育児に対する不安を軽減していきます。
- 発音、ことばの発達、吃音などが気になる子どもについて、個別に言語指導や発音指導等を行うために通級指導教室（ことばの教室）を開催します。また、学習面の一部や生活面で苦手な点がある子どもについて、コミュニケーションを中心とした指導や心理的な安定として

集中力を高める指導等を行うために通級指導教室（ひまわり教室）を開催します。
いずれの教室も継続して保護者との個別相談を行うことで、家庭との連携を図っていきます。

【障害児等に対する経済的支援等の充実】

- 身体又は精神に重度の障害の状態があるために、日常生活において常時介護を必要とする障害児に対し障害児福祉手当を給付します。
- 障害児の日常生活を容易にするために、補装具及び日常生活用具を給付します。
- 重度心身障害児の保健向上と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。
- 身体障害児又はその保護者が、住宅設備を当該障害児に適するように改造するための経費の一部を身体障害者住宅改造費として助成します。
- 中度・重度の心身障害児を扶養している保護者に対して、特別児童扶養手当を支給します。
- 特別児童扶養手当1級受給者の扶養者に対して、心身障害児（者）扶養手当を支給します。

【特別支援教育の充実】

- 幼稚園や小中学校を通じ、障害のある幼児・児童生徒及び通常学級等に在籍する特別な教育を希望する児童生徒等に対して、個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づき適切な支援を行い、就労等将来の社会生活の基礎を培います。
- 特別な支援を要する児童生徒数は増加傾向にあり、学校現場ではより特別支援に精通した者及び適時な指導・支援を必要としています。このことから、特別支援教育についての研修を受けた者等による巡回相談員を配置し、学校現場のニーズに対応していきます。
- 市内の小中学校において、知的障害又は発達障害を有する児童生徒に対して、特別支援学級による教育を実施します。特別支援学級では、知的障害を有する児童生徒に対しては学力や生活力を高めることを目的として、また、発達障害を有する児童生徒に対しては自己コントロールや社会性を高めることを目的として、1学級8名までの少人数学級で、個に応じた特別な配慮のもと、手厚くきめ細やかな教育を行います。

【特別な支援が必要な子どもの円滑な教育・保育の利用及び支援】

- 障害児・外国につながる幼児などの特別な支援が必要な子どもが、円滑に教育・保育を利用できるように、あらかじめ関係部局と連携して、当該子どもの状況について可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、必要かつ合理的な配慮を前提とした教育・保育の提供体制の確保及びインクルーシブ教育・保育の拡充に努めます。

また、必要に応じて、外国につながる幼児及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内や、外国語に対応できる人員の確保などを検討していき、それぞれの事情に応じた丁寧な支援ができるよう取り組んでいきます。

- 教育・保育施設、地域型保育事業者又は当該施設を設置しようとする事業者に対し、施設の設置・運営にあたり、特別な支援が必要な子どもの円滑な受け入れに配慮するよう促します。

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置】

駿東田方圏域で実施している協議会を、御殿場市の協議の場に位置付けます。

8 子どもの貧困対策の推進

ひとり親家庭や経済的な困窮を抱えている家庭が自立し、安定した生活が送れるよう、国や県と連携しながら、生活、就業、経済面等、総合的な支援体制の充実や情報提供に努めるとともに子どもの就学を支援し、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、貧困防止に向けた取り組みを進めます。

【主な取り組み】

支援の種類	事業名	事業の概要	所管
経済生活	市営住宅入居に係るひとり親家庭等の優先入居の実施	市営住宅入居募集・抽選時に、ひとり親家庭等を対象に優先入居を実施	建築住宅課
経済	児童扶養手当	再掲	子育て支援課
経済	ひとり親家庭等医療費助成	再掲	子育て支援課
経済就業	母子家庭等自立支援給付費	再掲	子育て支援課
経済	交通遺児等扶養手当	再掲	子育て支援課
経済	就学援助	経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や就学に必要な費用の一部を助成	教育総務課
経済	育英奨学資金貸与	高校生以上の経済的理由により修学が困難な学生等に対し学資を貸与する奨学金制度	教育総務課
経済	放課後児童クラブ	児童扶養手当受給世帯や生活保護世帯の利用時における利用料の軽減	子育て支援課
経済	実費徴収に係る補足給付	再掲	保育幼稚園課
経済	保育料と副食費の多子軽減制度	第2子は保育料半額、第3子は保育料・副食費無料	保育幼稚園課
学習	子どもの学習支援事業	生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援	社会福祉課
就業	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者等に対し、就労等に向けた情報提供や助言、各種支援を行い、自立の促進を図る	社会福祉課